

個人事業主のみなさまへ

【マネーフォワード クラウド編】 青色申告特別控除 最大75万円への 準備ガイド

令和9年分から、青色申告特別控除の上限が65万円から75万円に上がります。

マネーフォワード クラウド確定申告 で「優良な電子帳簿」にするための設定を、画面つきでまとめました。

令和9年1月1日までに設定

マネーフォワード クラウド確定申告 の画面つき

国税庁・法令で確認

■ この冊子について

「75万円の控除って、うちも受けられるの？」

「会計ソフトで何か設定しないとイケないの？」

そんなご質問にお答えするために、国税庁の資料と法律の条文で制度を確かめ、マネーフォワードクラウド確定申告の公式ヘルプで設定のしかたを確かめて、まとめました。

こんな方に読んでいただきたい

- マネーフォワードクラウド確定申告で、複式簿記の帳簿をつけている個人事業主の方
- 令和9年分（令和10年に行う確定申告）から、75万円の控除を受けたい方
- いまは紙で確定申告をしている方（令和9年分から控除が大きく下がります）

■ この冊子の3つのポイント

1 上限が75万円に

令和9年分から、青色申告特別控除の上限が65万円から **75万円** に上がります。

2 紙だと10万円に

複式簿記でも、紙で申告すると上限は **10万円**。65万円以上には e-Tax が必要です。

3 1月1日までに設定

帳簿は1月1日から要件を満たす必要があります。**令和8年のうちにソフトを設定**します。

■ もくじ

P3	75万円の控除とは？（早見表）
P4	75万円に必要なことと、準備の予定表
P5	マネーフォワードクラウド確定申告の設定のしかた
P6	設定のつづき・気をつけること
P7	よくいただくご質問
P8	お問い合わせ

この冊子の数字と画面について

記載の金額・期限は2026年10月14日時点で、国税庁の公表資料とe-Gov法令検索（租税特別措置法）により確認したものです。制度は変わります。一人ひとりの税額は、この冊子では計算していません。画面と操作は、マネーフォワードクラウド確定申告の公式ヘルプ（2026年10月14日確認）にもとづきます。ソフトの更新で画面が変わることがあります。判断に迷う場合は熊坂開基税理士事務所までご相談ください。

青色申告特別控除の上限が、令和9年分から **65万円 → 75万円** に上がります。

一方で、**紙で申告すると、55万円 → 10万円** に下がります。

青色申告特別控除は、事業所得や不動産所得の金額から差し引ける金額です。「帳簿のつけ方」と「申告のしかた」の組み合わせで、受けられる上限が決まります。

■ 控除額の早見表（令和9年分から）

帳簿のつけ方 \ 申告のしかた	紙で申告	e-Taxで申告	e-Tax + 優良な電子帳簿
複式簿記 貸借対照表・損益計算書を添付	10万円 これまで55万円（下がる）	65万円 これまで65万円（同じ）	75万円 最大 これまで65万円（上がる）
簡易簿記 前々年の収入が1,000万円以下	10万円 これまでと同じ（申告のしかたにかかわらず）		
簡易簿記 前々年の収入が1,000万円超（※1）	0円 これまで10万円 → 対象外になる		

※1 不動産所得で「1,000万円超で対象外」になるのは、事業的規模の方だけです。業務的規模の方は、どの場合も最大10万円です。

※2 現金主義の特例を使っている方は、どの場合も最大10万円です。

※3 「優良な電子帳簿」のかわりに「デジタルシームレス保存」でも75万円の対象になります（この冊子では優良な電子帳簿の設定を説明します）。



いま65万円の方も、もうひと押しで75万円

e-Taxで申告して65万円を受けている方は、帳簿を「優良な電子帳簿」にして届出書を出すと、75万円の対象になります。

ここが要点：75万円は「複式簿記」＋「e-Tax」＋「優良な電子帳簿」の3つがそろったときです。

出典

- e-Gov法令検索「租税特別措置法」第25条の2（令和8年法律第12号による改正後・令和9年1月1日施行）<https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000026>（2026年10月14日 確認）
- 国税庁「75万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・」（令和8年8月）https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyoy/0026007-003_02.pdf
- 国税庁「簡易簿記による10万円の青色申告特別控除を適用している皆様へ」（R8.4）https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyoy/0026004-012.pdf

75万円を受けるには、次の3つがすべて必要です。そのうえで、届出書を出します。

1 複式簿記で記帳

日々の取引を複式簿記で記帳し、貸借対照表と損益計算書を作って、確定申告書に添付します。

2 e-Taxで申告

確定申告書と青色申告決算書（貸借対照表を含む）のデータを、期限までにe-Taxで送信します。

3 優良な電子帳簿

仕訳帳と総勘定元帳を、**その年の1月1日から**要件を満たしたソフトで作って保存します。

「優良な電子帳簿」の3つの要件（国税庁の説明）

- 訂正・削除・追加などの履歴が残ること
- 帳簿と帳簿のあいだで、記録のつながりが確かめられること
- 取引の日付・金額・取引先で検索できること

このほか、次のものを備えておくことも必要です

- ソフトの説明書（ヘルプページなど）
- 入力や保存のやり方を書いたメモ（国税庁のひな形があります）
- 帳簿をすぐ画面と紙に出せるパソコン・ディスプレイ・プリンタ

令和9年分で75万円を受けるための予定表

令和8年中

ソフトの設定を確かめる
(P5)

令和9年1月1日

要件を満たした状態で記帳を
始める

令和9年3月15日

令和8年分の申告
(これまでのルール)

令和10年3月15日

e-Taxで申告し、届出書を出す

届出書について

- 適用を受ける年分の**確定申告期限までに**、所轄の税務署へ出します（令和9年分なら令和10年3月15日まで）
- 国税庁は、提出にe-Taxを使うよう案内しています
- すでに「優良な電子帳簿の保存」で65万円を受けている方は、**出し直し不要**です
- 届出書の名前は、令和9年3月ごろに「65万」から「75万」に変わる予定です

いま紙で申告している方へ

- 令和8年分（令和9年3月15日までの申告）は、紙でも55万円を受けられます
- 令和9年分からは、紙で申告すると上限が10万円になります
- 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から、確定申告書と青色申告決算書のデータを作ってe-Taxで送ることもできます

出典

- 国税庁「75万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・」（令和8年8月）https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyo/0026007-003_02.pdf
- 国税庁「電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？」（令和8年6月）<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0026006-122.pdf>
- 国税庁 タックスアンサー No.2072 「青色申告特別控除」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2072.htm>（2026年10月14日 確認）
- 国税庁「参考資料（各種規程等のサンプル）」国税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（概要）<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>（2026年10月14日 確認）
- e-Gov法令検索「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」第2条第2項 <https://laws.e-gov.go.jp/law/410M50000040043>（2026年10月14日 確認）

ここがいちばん大事：仕訳が1件でも入ると、仕訳をすべて削除しないと設定できません。
令和9年の年度を作る「次年度繰越」のときに、忘れずにチェックしてください。

1 繰り越すときに「仕訳履歴保存機能を利用する」にチェック

「決算・申告」>「次年度繰越」画面の「3.帳簿保存の設定」で「仕訳履歴保存機能を利用する」にチェックを入れてから、「データを繰り越して次年度を作成」をクリックします。

2 チェックを忘れたら、仕訳を入れる前に「事業者」画面で

令和9年の年度で、まだ仕訳が1件もないうちに、「各種設定」>「事業者」画面の「帳簿保存」で「仕訳履歴保存機能を利用する」にチェックを入れ、「設定を保存」をクリックします。

オレンジの枠が操作するところです。この画面は仕訳がすでにある年度のため、チェック欄が灰色で押せず、「対象の会計年度で仕訳が1件でも登録されていると変更ができません。」と表示されています。

注意 仕訳が入ってしまったら：公式サポートでは、「対象年度内に登録されている仕訳をすべて削除してください」とされています（仕訳一括削除 → 設定 → 自動で作られたバックアップを取り込み直す）。手間とまちがいのものになるので、**その場合はご相談ください**。設定は会計年度ごとに必要です。前の年に設定していても、繰り越すたびにチェックしてください。

出典（操作方法）

- マネーフォワード クラウド確定申告サポート 「『次年度繰越』画面の使い方」（更新日 2025年3月6日）<https://biz.moneyforward.com/support/tax-return/guide/financial-report/fr05.html>（2026年10月14日 確認）
- 同 「『仕訳履歴保存』機能が利用できません。どうしたらいいですか？」（更新日 2023年6月20日）<https://biz.moneyforward.com/support/tax-return/faq/office/o07.html>（2026年10月14日 確認）
- 同 「『仕訳履歴保存』機能の使い方」（更新日 2023年12月21日）<https://biz.moneyforward.com/support/tax-return/guide/e-book/history.html>（2026年10月14日 確認）
- 画面はマネーフォワード クラウド確定申告の実際の画面（熊坂開基税理士事務所にて 2026年10月14日 撮影）

履歴が残っているかを確認、毎日の入力では「取引先」が分かるようにします。

履歴が残っているかを確認する

「会計帳簿」>「仕訳帳」で、仕訳の縦三点リーダー（:）→「履歴」を選ぶと、「仕訳履歴詳細」で履歴が見られます。消した仕訳は「削除済仕訳履歴」から確かめます。

取引先が分かるように入力する

日付・金額・取引先で検索できることが要件です。公式サポートでは、仕訳ごとに次のどちらかを案内しています。

- 仕訳の摘要欄に取引先名を入力する
- 仕訳の借方・貸方に「取引先」を設定する

ほかに気をつけること（公式サポートより）

- 固定資産台帳：資産の「名前」欄に「取引先名」と「資産名」を入力します。減価償却費の仕訳の「摘要」欄にも、取引先名と資産名を入れます
- 帳簿どうしのつながり：仕訳ごとに「取引No.」が付くので、ご自身での対応は要りません
- 確定申告のとき：「記帳・帳簿の保存状況」で「1. 電子帳簿（申告までに届出を行ったもの）」を選びます

令和9年の年度を作るときに、すること

STEP 1

「決算・申告」>
「次年度繰越」を開く

STEP 2

「3.帳簿保存の設定」に
チェックしてから繰り越す

STEP 3

「事業者」画面で
チェックが付いたか確かめる

公式サポートでは「会計年度ごとに事前設定が必要」とされています。前の年に設定していても、繰り越すたびにチェックしてください。

入力や保存のやり方を書いたメモ

P4で書いた「入力や保存のやり方を書いたメモ」は、ご自身で用意します。国税庁のホームページ「参考資料（各種規程等のサンプル）」に、ひな形（Word）があります。

出典（操作方法）

- マネーフォワード クラウド確定申告サポート『「仕訳履歴保存」機能の使い方』（更新日 2023年12月21日）<https://biz.moneyforward.com/support/tax-return/guide/e-book/history.html>（2026年10月14日 確認）
- マネーフォワード クラウド会計サポート『【電帳法かんたんガイド】『電子帳簿等保存』に対応するために必要な設定・操作について』（更新日 2023年12月22日）<https://biz.moneyforward.com/support/account/errl-knowledge/errlbeginner02.html>（2026年10月14日 確認）
- マネーフォワード クラウド確定申告サポート『「次年度繰越」画面の使い方』（更新日 2025年3月6日）<https://biz.moneyforward.com/support/tax-return/guide/financial-report/fr05.html>（2026年10月14日 確認）
- 国税庁「参考資料（各種規程等のサンプル）」<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>（2026年10月14日 確認）
- マネーフォワード クラウド確定申告サポート『「記帳・帳簿の保存状況」の設定方法を教えてください。』（更新日 2026年9月4日）<https://biz.moneyforward.com/support/tax-return/faq/documentation/classification.html>（2026年10月14日 確認）

Q 年の途中から設定しても、その年に75万円を受けられますか？

A 受けられません。仕訳帳と総勘定元帳は、その年の最初（1月1日）から要件を満たしている必要があります。

Q すでに優良な電子帳簿で65万円を受けています。何か手続きが要りますか？

A 国税庁によると、届出書を出し直さなくても75万円を受けられます。ただし、令和9年分からはe-Taxでの申告が必要です。

Q 届出書は、いつまでに、どうやって出せばいいですか？

A 適用を受ける年分の確定申告期限までに、所轄の税務署へ出します。令和9年分なら令和10年3月15日までです。国税庁は、提出にe-Taxを使うよう案内しています。

Q 「デジタルシームレス保存」とは何ですか？

A 請求書や入出金のデータを自動で保存し、帳簿に自動でつなぐ仕組みです。対象は、デジタルインボイス（Peppol）の請求データと、預貯金口座の決済データです。優良な電子帳簿のかわりに、こちらでも75万円の対象になります。ただし、対象となる個人事業主は少ないため、一般的には優良な電子帳簿を選びます。

Q アパートを数室だけ貸しています。75万円の対象になりますか？

A 不動産の貸付けが事業的規模に当たらない場合は、複式簿記・e-Taxでも最大10万円です。事業的規模かどうかは実態で判断されるため、ご相談ください。

設定のしかたや、対象になるかで迷ったら

熊坂開基税理士事務所 へお気軽にご相談ください。令和9年1月1日に間に合うよう、一緒に準備します。

出典

- 国税庁「75万円の青色申告特別控除を受けるためには・・・」（令和8年8月）https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kojin_jigyoku/0026007-003_02.pdf
- 国税庁「電子帳簿等保存制度を活用して、デジタル化をさらに進めてみませんか？」（令和8年6月）<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0026006-122.pdf>
- 国税庁「新設された制度に対応した販売管理・会計ソフト等のイメージ」（令和7年4月）https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0025003-097_01.pdf
- 国税庁 タックスアンサー No.1373 「事業としての不動産貸付けとそれ以外の不動産貸付けとの区分」<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1373.htm>（2026年10月14日 確認）

75万円の準備、一緒に確かめませんか

設定のしかたが分からない、自分が対象になるか分からない、
というときは、お気軽にご相談ください。



令和9年1月1日に間に合わせましょう

設定は、年の途中では間に合いません。
迷ったら、早めにご連絡ください。

お電話でのご相談

03-6421-2807

受付 平日 9:00～17:30



ホームページからのお問い合わせ

<https://z-hibiki.jp/>

メール・LINE・Chatwork でもお受けしています。

事務所名	熊坂開基税理士事務所
所在地	〒158-0083 東京都世田谷区奥沢5-24-1 リベルテドゥ302
電話 / FAX	03-6421-2807 / 03-6421-2808
ホームページ	https://z-hibiki.jp/
発行	2026年10月版（2026年10月14日 時点の制度にもとづく）

本冊子は一般的な情報提供を目的としたもので、個別の事案への助言ではありません。実際の取り扱いは所轄の税務署の判断が優先します。ソフトの操作は各社の公式ヘルプをもとにしており、ソフトの更新により画面や操作が変わることがあります。記載の製品名は、各社の商標または登録商標です。内容の利用により生じた損害について当事務所は責任を負いかねます。